

共創型対話学習研究所機関誌（論文集） 執筆要項

「共創型対話学習研究所 機関誌 編集規定」第 5 条により執筆要項を以下の通り定める。

（投稿資格）

1. 「共創型対話学習研究所 機関誌 編集規定」第 4 条に従い、本誌に投稿することが出来るのは以下条件に当てはまる者とする。

- （1）共創型対話学習研究所の会員
- （2）その他、機関誌編集委員会が認めたもの

2. 投稿件数は、第 1 著者として、1 号につき一人 1 件までとする。第 1 著者以外となる者については、件数の制限を設けない。

（寄稿原稿のテーマ）

3. 寄稿原稿は、本研究所の目的に合致する教育学および教育実践に関するものとする。

（原稿種別）

4. 本誌に掲載される原稿種別と論文等 1 篇の原稿分量（表題・著者、本文、図および表、引用文献を含む）は、以下の通りとする。

（1）特集論文

機関誌編集委員会が定めるテーマに従って書かれた教育学に関する論考で、教育学の発展に寄与する内容が順序立てて明瞭に記述されたもの。原則 10 ページ以内。

（2）自由投稿論文

本研究所の目的及び、「共創型対話学習研究所 機関誌 編集規定」第 2 条の目的に沿った内容を含んだもので、新たな理論的、実践的ないしそれらを橋渡しする有用な知見について順序だてて明瞭に記述されたもの。原則 10 ページ以内。

（3）実践報告

本研究所の目的及び、「共創型対話学習研究所 機関誌 編集規定」第 2 条の目的に沿った内容を含んだもので、先駆的な実践等、教育界の研究・実践の発展・深化に寄与し得る有用性が認められるもの。原則 6 ページ以内。ただし実践報告のページ数については機関誌編集委員会の議を経て 8 ページ以内となる範囲で超過を認めることがある。

（投稿手続き）

5. 本誌に投稿をする場合、機関誌編集委員会に原稿のワードファイルを電子メールで送付する。なお査読用原稿として、執筆者の名前を削除した原稿も合わせて送付する。

（書式）

6. 書式は機関誌編集委員会が指定するフォーマットを参照し作成するものとする。本誌 1 ページは A5 版、字体を MS 明朝体、大きさを 9pt、横組みとし、縦 26 行×横 38 文字、約 1000 字を目安とする。

(引用の表記)

7. 本文中における文献の引用は、註もしくは以下の例に従うものとする。

[例1] Smith(2013) は、次のように指摘している。

[例2] 「……」鈴木(1975) と述べるように、…

8. 引用文献は、原則として原稿の末尾に五十音順で以下の例に従い列挙する。但し、執筆者の専門分野によって、当該分野の主要な学会誌の執筆要項の標記に従ってもよい。

(1) 雑誌

執筆者名、発行年(西暦)表題、雑誌名(発行所名)巻数号数論文所在ページ(引用論文題名を「」で囲み、雑誌名は『』で囲む。編纂書論文の場合も、これに準じる)の順とする。

[例] 共創太郎(2016)「引用文献の表記について」『x x学研究』10, 4-26.

(2) 単行本

著者、発行年(西暦)、書名、発行所(書名を『』で囲む)。

[例] 共創花子(2015)『和書の引用文献表記について』岩波書店。

(3) 欧文

和文文献に準じる。雑誌論文の場合は、雑誌名をイタリック体とする。単行本の場合は書名をイタリック体とする。

(査読・閲読)

9. 特集論文及び自由投稿論文については、機関誌編集委員会が依頼する査読者数名による査読を行い、その結果に基づいて機関誌編集委員会が採録を以下の区分に従い決定する。

(1) 採録(A) ないし修正採択(B)

そのまま、あるいは軽微な文言の修正等で掲載可能であるものについて、採録とする。

(2) 修正後再査読(C)

提出原稿のままでは採録できないが、査読者から要修正、要検討とされた点を執筆者に通知し、その修正が適切になされれば掲載可能であると思われるものについて、条件付採録とする。ただし、この場合修正された原稿について、再度査読をするものとする。

(3) 返戻(D)

提出原稿から大幅な加筆、修正等が必要と思われる、そのままでは採録できないものについて、査読者からのコメントを付した上で、不採択とする。

10. 実践記録については、機関誌編集委員会が閲読を行い、採録を決定する。

(倫理的配慮)

11. 「共創型対話学習研究所機関誌 編集規定」第8条に従い、研究者倫理に抵触するような内容、表現を含むものは、これの掲載を認めない。

12. 実践、事例、調査等を含む論考の場合、適切な倫理的配慮の下で行い、その配慮の内容を論考中に明記すること。

平成28年8月1日 施行